

# 伊 勢 市 公 報

第 170 号  
平成 24 年 12 月 5 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	5
<b>上下水道事業管理規程</b>	
○ 伊勢市水道事業及び下水道事業の公示及び令達に関する規程	8
<b>告 示</b>	
○ 道路の区域変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 伊勢市議会定例会の招集について	13
○ 認可地縁団体の認可について	14
○ 道路の供用開始について	16
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 衆議院議員総選挙関係	
・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う場所及び日時について	17
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	18
・ 選挙人名簿登録の移替えの延期について	19
・ 選挙時登録にかかる選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所について	20
・ 選挙時における在外選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所について	21
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	22
・ 開票の場所及び日時について	23
・ 投票所の設置について	24
<b>公 告</b>	
○ パブリックコメントの実施結果について	27
○ 農用地利用集積計画について	28
○ 犬の抑留について	29
○ パブリックコメントの実施について	30
<b>上下水道公告</b>	
○ 伊勢都市計画事業の図書の写しの縦覧について	33
<b>公 表</b>	
○ 平成 24 年度定期監査結果の公表について	34

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 11 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 41 号

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市火災予防条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 158 号）

の一部を次のように改める。

別表中	条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項	／燃料電池発電設備／変電設備／発電設備／蓄電池設備／}である旨の標識
	条例第 11 条第 1 項第 5 号及び第 3 項	
	条例第 12 条第 2 項及び第 3 項	
	条例第 13 条第 2 項及び第 4 号	

を	条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項	燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨の標識	に、
	条例第 11 条第 1 項第 5 号及び第 3 項		
	条例第 11 条の 2 第 2 項		
	条例第 12 条第 2 項及び第 3 項		
	条例第 13 条第 2 項及び第 4 項		

／危険物／指定可燃物／}を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識

を  
危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識

に、  
／危険物／指定可燃物／}の類、品名、最大数量等を掲示した掲示板

「

危険物又は 指定可燃物 の類、品名、 最大数量等 を掲示した 掲示板
---

」  
に改める。

様式第 2 号から様式第 13 号の 3 までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

様式第 13 号の 6 及び様式第 13 号の 8 中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 11 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 42 号

### 伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

伊勢市消防吏員服制規則（平成 17 年規則第 154 号）の一部を次のように改正する。

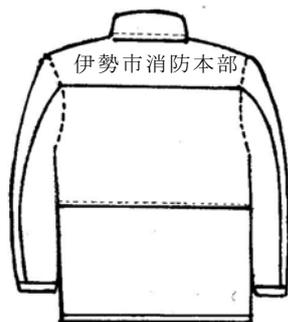
別表作業服の部甲種の款色の項中「濃紺」を「濃紺とし、胸部にオレンジ色を配する。」に改め、同款製式の項中「折り襟長そでとし、襟部及び裏地は、防寒に適する縫製加工を施す。左胸部に「伊勢消防」と白色で表示する。背面上部に「I S E ・ F . S .」とオレンジ色で表示する。濃紺色又はその類似色のファスナー及びボタンで留める。」を「防寒性に配慮した立ち襟型とし、前面はオープンファスナー開きとする。左右脇横ポケットはファスナー付きとする。前部及び背部から視認可能なパイピングテープを施すものとする。背面上部に銀色の反射素材で「伊勢市消防本部」と表示する。」に、同表雨衣の部製式の項中「襟部に頭巾どめの濃紺ボタン4個を付け、頭巾に鼻おおいを付け、2個のボタンで留める。」を「取り外し可能なフード付きとする。左右胸部に反射帯を付ける。背部に通気機能を設け、反射帯を付ける。背面上部に黄色で「伊勢市消防本部」と表示する。」に改める。

別表作業服甲種の図を次のように改める。

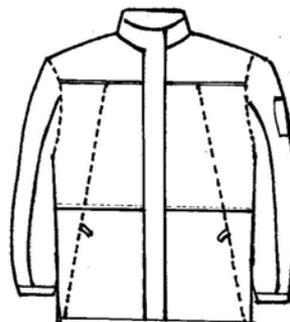
#### 作業服

#### 甲種

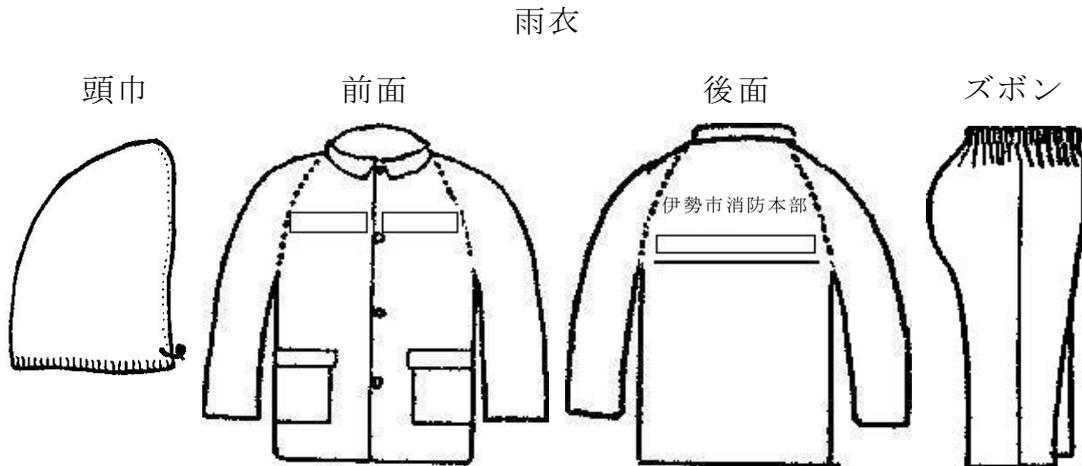
後面



前面



別表雨衣の図を次のように改める。



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の伊勢市消防吏員服制規則別表雨衣の部の改正規定及び別表雨衣の図の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の伊勢市消防吏員服制規則の規定による雨衣については、当分の間、なお使用することができる。

伊勢市水道事業及び下水道事業の公示及び令達に関する規程を次のよう  
に定める。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市水道事業及び下水道事業の公示及び令達に関する規程

伊勢市水道事業及び下水道事業公示令達規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、水道事業及び下水道事業における公示及び令達に関し必要な事項を定めるものとする。

（公示及び令達の種類）

第2条 公示及び令達の種類は、次のとおりとする。

- (1) 管理規程 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の規定に基づき制定するもの
- (2) 告示 法令で告示する旨が定められているものその他告示の形式で公示する必要があるもの
- (3) 公告 法令で公告する旨が定められているものその他告示以外の形式で公示する必要があるもの
- (4) 訓令 所属の機関又はその職員に対して命令するもの

（公示及び令達の方法）

第3条 公示及び令達は、特別の事情がある場合を除くほか、文書をもって行う。

（公示及び令達の番号）

第4条 公示及び令達には、次により暦年による各1年を通じた番号を付けるものとする。

- (1) 管理規程は、「伊勢市上下水道事業管理規程第（番号）号」とする。
- (2) 告示は、「伊勢市上下水道事業告示第（番号）号」とする。
- (3) 公告は、「伊勢市上下水道事業公告第（番号）号」とする。
- (4) 訓令は、「伊勢市上下水道事業訓令第（番号）号」とする。

(準用規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、公示及び令達については、伊勢市公告式規則（平成17年伊勢市規則第1号）、伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）及び伊勢市公文例規程（平成17年伊勢市訓令第7号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 136 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 11 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	二俣辻久留 3 号線	二俣 2 丁目 218 番 51 地先から 二俣 2 丁目 218 番 1 地先まで	旧	4.0～6.0	48.0
			新	5.0～10.0	48.0

伊勢市告示第 137 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上野町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 24 年 11 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 久 保 芳 洋

伊勢市上野町 1192 番地

変更後 岡 卓 宏

伊勢市上野町 1278 番地 1

伊勢市告示第 138 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 24 年 12 月 3 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 139 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づ  
く地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 24 年 11 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

御菌町新開区

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良  
好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は、伊勢市御菌町新開全域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市御菌町新開 941 番地の新開公民館内に置く。

5 代表者の氏名及び住所

西田 和之

伊勢市御菌町新開 335 番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任  
の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

- (1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 24 年 11 月 19 日

伊勢市告示第 140 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 11 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
朝熊浜郷線	鹿海町字下野間 689 番 1 地先から 鹿海町字北岡 666 番 3 地先まで	平成 24 年 11 月 30 日

伊勢市選管告示第 47 号

平成 24 年 12 月 16 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- |   |     |  |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 平成 24 年 12 月 4 日 (火) 午後 6 時                        |
| 2 | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号<br>伊勢市役所東庁舎 4 階<br>伊勢市選挙管理委員会室 |

伊勢市選管告示第 48 号

平成 24 年 12 月 16 日執行予定の衆議院議員総選挙における不在者投票用紙等の交付  
場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- |   |                     |                        |
|---|---------------------|------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会 |
| 2 | 伊勢市二見町茶屋 420 番地 1   | 二見総合支所                 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地     | 小俣公民館                  |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地    | 御菌公民館                  |

伊勢市選管告示第 49 号

平成 24 年 12 月 16 日執行予定の衆議院議員総選挙に伴い、平成 24 年 11 月 16 日以降同年 12 月 16 日までの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えは、これを行わず平成 24 年 12 月 17 日以後に延期します。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

伊勢市選管告示第 50 号

平成 24 年 12 月 16 日現在で調製する衆議院議員総選挙における選挙時登録にかか  
る選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- 1 縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室

(参考) 縦覧期間については、中央選挙管理会並びに三重県選挙管理委員会にお  
いて当該選挙の公示日午前 8 時 30 分から午後 5 時までと定められてい  
ます。

伊勢市選管告示第 51 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 7 第 1 項の規定により、選挙時における在外選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- 1 縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室

(参考) 縦覧期間については、中央選挙管理会並びに三重県選挙管理委員会において当該選挙の公示日午前 8 時 30 分から午後 5 時までと定められています。

伊勢市選管告示第 52 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の公示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、選挙期日の公示の日の前々日からと定めます。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

伊勢市選管告示第 53 号

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院議員総選挙における伊勢市開票区の開票の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

記

- 1 日 時 平成 24 年 12 月 16 日（日） 午後 9 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市小俣町新村 401 番地 1  
伊勢市小俣総合体育館

伊勢市選管告示第 54 号

平成 24 年 12 月 16 日執行の衆議院議員総選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市郎

平成24年12月16日執行予定 衆議院議員総選挙投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田2丁目 16-43	伊勢市立進修小学校体育館
2	高麗広	宇治今在家町 551	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町 55-1	伊勢市さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町 5	伊勢市立修道小学校体育館
5	明倫第1	岡本1丁目 18-21	伊勢市立明倫小学校
6	明倫第2	岩淵1丁目 7-29	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目 2-5	伊勢市立有緝小学校
8	有緝第2	船江2丁目 2-29	有緝幼稚園
9	有緝第3	船江3丁目 11-44	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目 9-11	一之木町会事務所 (旧伊勢市一之木保育所隣)
11	厚生第2	宮後2丁目 3-21	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校
13	早 修	常磐3丁目 8-9	伊勢市市民武道館
14	中島第1	二俣1丁目 2-17	伊勢市立中島小学校体育館
15	中島第2	中島2丁目 13-4	中島幼稚園
16	中島第3	辻久留3丁目 17-5	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港 294- 2	伊勢市立神社小学校体育館
18	大 湊	大湊町1118-194	伊勢市立大湊小学校体育館
19	浜郷第1	神久2丁目 7-18	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町 1648	伊勢市立浜郷小学校体育館
21	浜郷第3	一色町 1682	一色町公民館
22	宮本第1	旭町 349	伊勢市立宮山小学校体育館
23	宮本第2	佐八町 2287	伊勢市立佐八小学校
24	豊浜第1	西豊浜町 1779	伊勢市立豊浜西小学校体育館
25	豊浜第2	東豊浜町 299	伊勢市立豊浜東小学校体育館
26	北浜第1	有滝町 2638	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町 4011-1	村松町民会館
28	北浜第3	東大淀町 201-1	東大淀町民会館
29	城田第1	上地町 1478	伊勢市立城田小学校体育館
30	城田第2	栗野町 1540-1	伊勢市立城田中学校体育館
31	四郷第1	楠部町 2484	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町 1188	朝熊町会館
33	四郷第3	鹿海町 994-1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町 1215	伊勢市農村環境改善センター
35	沼木第2	円座町 1579	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町 294	横輪公民館
37	沼木第4	矢持町菖蒲125-2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第1	二見町江 683	江コミュニティセンター
39	二見第2	二見町今一色 3	今一色小学校屋内運動場
40	二見第3	二見町茶屋 209	二見公民館
41	二見第4	二見町山田原 446-1	五峰保育園
42	小俣第1	小俣町本町 3	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第2	小俣町元町 540	小俣公民館
44	小俣第3	小俣町相合 750	小俣中学校体育館
45	小俣第4	小俣町明野 1939	明野小学校体育館
46	小俣第5	野村町里前中道東5番2	伊勢市小俣児童体育館（北部児童体育館）
47	御菌第1	御菌町高向 686-6	新高公民館
48	御菌第2	御菌町高向 2589-1	高向公民館
49	御菌第3	御菌町長屋 1221	御菌総合支所
50	御菌第4	御菌町上條 1173-1	伊勢市御菌B&G海洋センター

## 伊勢市公告第 77 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案等に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 24 年 11 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 案の題名

- (1) 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案
- (2) 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（仮称）骨子案

### 2 案の公告日

平成 24 年 10 月 5 日

### 3 提出された意見の概要

なし

### 4 提出された意見に対する市の考え方

なし

伊勢市公告第 78 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 24 年 11 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 79 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 24 年 11 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市朝熊町	マルチーズ	白	雄	小	91 日 以上	
2	伊勢市朝熊町	シーズー	茶白	雄	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 24 年 11 月 26 日

3 抑留期限 平成 24 年 11 月 29 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健福祉事務所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市公告第 80 号

第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）を公表します。

なお、第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 24 年 11 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 伊勢市環境生活部市民交流課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御菌総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 24 年 11 月 26 日（月）

至 平成 24 年 12 月 26 日（水）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）」に対する意見として、伊勢市環境生活部市民交流課に持

参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部市民参画交流課 伊勢市役所東庁舎 3階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 市民交流課

ファクシミリ 0596-21-5642

電子メール kouryu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成24年12月26日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部市民交流課 電話 0596-21-5513

## 伊勢市上下水道事業公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成24年11月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道

### 2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき、平成24年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成24年11月30日

伊勢市監査委員	鈴木	一博
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	藤原	清史

平成 24 年度

定期監査結果報告書（前期）

伊勢市監査委員

## 目 次

定 期 監 査	.....	1 頁
1 実施期間及び対象箇所	.....	1 頁
2 定期監査の対象事務	.....	1 頁
3 監査を実施した監査委員	.....	1 頁
4 監 査 の 方 法	.....	2 頁
5 監 査 の 主 眼	.....	2 頁
6 監 査 の 結 果	.....	2 頁
検 査 室	.....	3 頁
総 務 部	.....	3 頁
情 報 戦 略 局	.....	4 頁
環 境 生 活 部	.....	4 頁
健 康 福 祉 部	.....	5 頁
産 業 観 光 部	.....	6 頁
御 園 総 合 支 所	.....	7 頁
会 計 課	.....	7 頁
市 立 伊 勢 総 合 病 院	.....	7 頁
議 会 事 務 局	.....	8 頁
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	.....	8 頁
監 査 委 員 事 務 局	.....	8 頁
農 業 委 員 会 事 務 局	.....	8 頁
7 む す び	.....	8 頁

## 定期監査

### 1 実施期間及び対象箇所 (平成 24 年 10 月 17 日から平成 24 年 11 月 15 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 24 年 10 月 17 日	北浜支所 豊浜支所 城田支所
平成 24 年 10 月 18 日	検査室
平成 24 年 10 月 19 日	秘書課 情報調査室 行政経営課 広報広聴課
平成 24 年 10 月 22 日	総務課 職員課 危機管理課 管財契約課
平成 24 年 10 月 23 日	課税課 収税課 清掃課 債権回収対策室
平成 24 年 10 月 25 日	市立伊勢総合病院
平成 24 年 10 月 29 日	戸籍住民課 人権政策課 市民交流課 環境課
平成 24 年 10 月 30 日	障がい福祉課 生活支援課 健康課
平成 24 年 10 月 31 日	医療保険課 介護保険課 大世古保育所 保育所きらら館 子育て支援センターきらら
平成 24 年 11 月 1 日	こども課 長寿課 高城保育園 五峰保育園
平成 24 年 11 月 5 日	御菌生活福祉課 農業委員会事務局 農林水産課 御菌地域振興課
平成 24 年 11 月 6 日	商工労政課 産業支援課 観光事業課 観光企画課
平成 24 年 11 月 7 日	監査委員事務局 議会事務局 選挙管理委員会事務局 産業観光部現地
平成 24 年 11 月 15 日	会計課

### 2 定期監査の対象事務

平成 24 年度(4月から9月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及び)における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。

なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

### 3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博(識見監査委員)  
中 井 豊(識見監査委員)  
藤 原 清 史(議選監査委員)

#### 4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

#### 5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

#### 6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

#### ( 全般的共通事項 )

- ( 1 ) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたので、その場において改善するよう指示したところであるが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。  
今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。
- ( 2 ) 公法上の債権及び私法上の債権にかかる滞納の発生は、財源の確保と市民の負担の公平性・公正性の確保の観点から懸念するところである。  
厳しい経済情勢の中で従事する職員の労苦を理解するものであるが、歳入確保は財政上の大きな課題となっていることから、市全体の課題として、さらに有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。
- ( 3 ) 補助金等事務補助団体の経理事務を規約等に基づき各所属で担当しているものについて、一部不適切な取り扱いが見受けられたので適正な事務に努められたい。  
また、補助金交付については、補助金交付の適否(公益性、必要性、目的、効果)を検証するとともに実績報告の審査にあたっては、一層厳正に精査されたい。
- ( 4 ) 2部複写の手書き領収書については、収入科目の記載がないものや書損であるにもかかわらず書き損じ処理をしていないもの、領収書控を切り取って別保管しているものなどが見受けられた。領収書の取扱いについては適正な公金の取扱いを担保する上で、厳格な管理取扱いが必要なことから、適正な事務処理に努められたい。
- ( 5 ) 郵券については、郵便切手受払簿が規定と異なる様式を使用しているケース、記載漏れなどにより残数が一致しないなどの不備が見受けられたため、文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。

(6) 時間外勤務については、職員の人件費削減及び健康管理の面から、業務の見直しなどにより削減に向け鋭意取り組まれているところであるが、今回対象とした所属全体(予算配当分)の総時間数は、前年度(4月～9月)と比較すると増加となっている。

管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に負担がかかることのないよう事務分担の平準化に努められたい。

(7) 文書收受の際の受付印押印については、事務処理の基本的なことであるにもかかわらず、押印が漏れているものが数多く見受けられた。また、公文書全般にわたって簿冊登録をしていない、鉛筆書き、決裁印漏れ、発送(施行)日漏れ、訂正の押印漏れなどが見受けられた。職員一人ひとりの認識を高めるとともに文書管理規程の基本的な知識を身につけ、適正な事務に努められたい。

### (各課に関する事項)

#### 検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

#### 【検査室】

##### 意見

(1) 契約後の設計変更については、施工状況により必要と認められる場合もあるが、担当職員への研修等により、当初設計時における調査の精度向上について指導を望むところである。

#### 総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 危機管理課 課税課 収税課 債権回収対策室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

#### 【総務課】

##### 意見

(1) 各部局における起案文書において、鉛筆書き、受付印漏れ、決裁印漏れ、発送(施行)日漏れ、訂正の押印漏れなど基本的なミスが見受けられる。文書の取扱いについては文書管理規程に基づき、適切な文書管理を行うよう各部局への指導を徹底されたい。

#### 【職員課】

##### 意見

(1) 定員管理計画に基づき職員数は計画的に削減されているところであるが、人事異動後の年度初めに、事務処理の誤りが目立ち、急激な職員数減少の影響も原因のひとつと考えられるため、現状の業務量と定員数について検証を行い、適切に対応されたい。

(2) 財務会計システム及び文書管理システム端末入力等の実務の研修については、新規採用職員だけでなく、実務を行っている嘱託職員への研修についても検討されたい。

#### 【課税課】

##### 意見

- (1) 電子申告については関係機関との連携の下、県下でもトップレベルで利用率が高く、業務の効果を上げていることは評価するものであるが、さらに方法等を研究し利用普及の啓発を図り、業務の削減に努められたい。

#### 【収税課】

##### 意見

- (1) 市税については、三重地方税管理回収機構、債権回収対策室と連携し、滞納整理の強化を図っているところであるが、財源の確保と負担の公平性を保つため、滞納者の実状を把握したうえで、効果的な滞納整理を積極的に行い、収入未済額の解消に努められたい。

#### 【債権回収対策室】

##### 意見

- (1) 公債権の収入未済額については、負担の公平性の観点からも収納率向上に向けて当該課と連携し、換価性の高い債権の差押えの強化による滞納整理や、債権回収方法について一層の研究、充実を図られたい。

### 情 報 戦 略 局

秘書課 情報調査室 行政経営課 広報広聴課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項については特に認められなかった。  
また、意見については、次に述べるとおりである。

#### 【秘書課】

##### 意見

- (1) タクシー券の支払いについては、業者の請求が遅れたため、平成23年度分のタクシー代の過年度払いが生じたが、今後はタクシー券発行状況の管理等について、より適正な事務執行となるよう努められたい。

#### 【情報調査室】

##### 意見

- (1) 公共施設マネジメント白書が発行されたところであるが、積極的に市民に白書の周知を図るとともに、今後の公共施設の必要性、施設の在り方についての方向性を検討されたい。

### 環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【市民交流課】

##### 指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、元帳の残高が誤っていたため、通帳の残高と整合しなかった。事務局として経理を担っていることから、通帳残高と帳簿等の照合検査を定期的を実施し、適正に事務処理をされたい。

【戸籍住民課（各支所を含む）】

指摘事項

- (1) 証明手数料の収入について、レジスター精算記録紙の一部紛失により、レジスター集計と現金の不一致が見受けられたため、適正に事務処理をされたい。

意見

- (1) 自動交付機については本年度更新されたところであるが、市民の利便性の向上とともに人件費削減効果も期待できることから、最大限活用されることを望むものである。また、その基となる市民カードについて積極的にPRを行い普及に努められたい。
- (2) 諸証明申請書について、本庁、総合支所、支所によって様式が一部異なっていたため、調整を行い統一を図られたい。
- (3) コミュニティセンター利用件数と人数の報告で、支所によって件数の数え方が異なっていたため、調整を行い統一を図られたい。

【人権政策課】

意見

- (1) 市有財産売却及び財産貸付収入にかかる収入未済額の解消に向けて、引き続き一層の徴収業務に取り組まれたい。

【環境課】

意見

- (1) 市営墓地管理手数料滞納繰越分の回収については努力されているところであるが、引き続き回収に努力されたい。

【清掃課】

意見

- (1) 投棄場使用料の領収書控の収入科目欄に科目名を記入していないため、適正な事務処理に努められたい。

**健康福祉部**

健康課 医療保険課 介護保険課 生活支援課 こども課 長寿課 障がい福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

意見

- (1) タクシー券の支払いについては、業者の請求が遅れたため、平成23年度分のタクシー代の過年度払いが生じたが、今後はタクシー券発行状況の管理等について、より適正な事務執行となるよう努められたい。

#### 【医療保険課】

##### 意見

- (1) 国民健康保険料については、昨今の厳しい経済状況から納付実績は一段と厳しい状況であるが、債権回収対策室と連携し収納率の向上に特段の努力を願うものである。
- (2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、医療費削減につながることから、利用促進を図るため、市民への効果的なPRに努められたい。
- (3) 時間外勤務については、やむをえない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り、その削減に努力されたい。

#### 【介護保険課】

##### 意見

- (1) 時間外勤務については、やむをえない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、業務の適正な配分を行い、その削減・平準化を図るよう努力されたい。

#### 【生活支援課】

##### 意見

- (1) 高齢化や雇用情勢の悪化等により、全国的に生活保護受給世帯が増加傾向にあると言われており、本市においても例外ではない。生活保護受給者の自立・就労支援については、関係機関とも連携を図りながら就労指導等、積極的に推進されたい。

#### 【こども課（各保育所を含む）】

##### 意見

- (1) 保育所において、主食費の支払いについて、請求書どおりに支払われていないものがあつたため、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 保育料の収入未済額については、滞納理由を充分精査し、きめ細やかに対応するとともに悪質な滞納者に対しては厳しい姿勢で対応し、その額の削減に努力されたい。

#### 【障がい福祉課】

##### 指摘事項

- (1) 金券類である紙おむつ等利用券は本来施設管理すべきところであるが、簿冊にクリップ留めされているものが見受けられたため、金券類の管理については適正に処理されたい。

### 産 業 観 光 部

商工労政課    産業支援課    農林水産課    観光企画課    観光事業課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

#### 【商工労政課】

##### 意見

- (1) やすらぎ公園プールの領収書控の収入科目欄に科目名を記入していないため、適正な事務処理に努められたい。

- (2) 消費者行政については、消費生活センターにおいて、市民からの消費生活トラブル相談の対応や、高齢者対象の出前講座などを行っているが、今後も、消費生活トラブルの発生・拡大を防止し、振込め詐欺や新たな手口の詐欺等の犯罪防止のため、更なる啓発に努められたい。

#### 【農林水産課】

##### 意見

- (1) 獣害対策事業については、追払い組織による有害獣の追払い、獣害防止柵の設置などにより、農作物の安定生産ができるよう努めているが、今後も、被害状況やこれまでの獣害対策の成果を検証し、効果的かつ効率的な獣害対策を推進されたい。

#### 【観光企画課】

##### 意見

- (1) 地震などの災害時における観光客への安全対策として、一部地域において災害避難マニュアルが作成されたところであるが、遷宮行事を目前に控え、多くの観光客の来勢が見込まれることから、モデルケースを参考に地域の特性に応じた災害非難マニュアルの作成を望むものである。

#### 【観光事業課】

##### 指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、伝票処理誤りにより、伝票、出納帳及び通帳にそれぞれ記載された内容が整合しなかったため、適正な事務処理に努められたい。

### 御 園 総 合 支 所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

### 会 計 課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

### 市 立 伊 勢 総 合 病 院

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については特に認められなかった。  
また、意見については、次に述べるとおりである。

##### 意見

- (1) 診療費の未収金については、支払督促を申し立てるなど努力されているところであるが、公平性の観点からも一層の回収に取り組まれるよう望むものである。

## 【 議 会 事 務 局 】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 【選挙管理委員会事務局】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 【監査委員事務局】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 【農業委員会事務局】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。  
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

## 7 むすび

今日、行政運営は度重なる制度改正や権限委譲などの影響から業務が複雑化し、更には平成 21 年 3 月に策定した「伊勢市定員管理計画」に基づいた総職員数の削減を進めている中で、業務のシステム化等を進めて事務処理の効率化がなされてきたことについては評価されるものであるが、今年度の定期監査においては、日常の事務執行に必要な基本的な知識の欠如又は単純なミスにより、誤った事務処理を行っていた事例や、担当部署での内部チェックが不十分な事例等がみられた。

各所管課においては、基本的な事務手続きについて、再度職員一人ひとりが根拠法令等を十分に理解し、それぞれが精度の高いチェックを行うことが様々なミスの発生を防ぎ、ひいては効率化にもつながるものとするものである。

また、市政においては公平性・透明性に留意し、常にコスト意識を持って最小の経費で最大の効果を生んでいるかを意識しながら、市民の立場に立って日々の事務事業を行っていくことが求められる。

各部局の長におかれては、今一度組織の内部統制について検討され、事務処理誤りを未然に防止し、適正な執行をする組織づくりに努められるよう強く望むものである。